計画作成年度	令和3年度
計画主体	六戸町

六戸町鳥獣被害防止計画

令和4年1月18日作成

<連絡先>

担 当 部 署 名 六戸町農政課 所 在 地 六戸町大字犬落瀬字前谷地 60 電 話 番 号 0176-55-4495 F A X 番 号 0176-55-4619

メールアドレス nosei@town.rokunohe.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、ツキノワグマ、ニホンザル、アライグマ、
	ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン
計画期間	令和4年度~令和6年度
対象地域	青森県 六戸町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和2年度)

5 Wh a 15 W	被害の現状		
鳥獣の種類	品目	被害数値	
カラス	_	_	
ツキノワグマ	_	_	
ニホンザル	_	_	
アライグマ	_	_	
ニホンジカ	_	_	
イノシシ	_	_	
ハクビシン	_	_	
合計	_	_	

(2) 被害の傾向

①カラス

農作物被害は確認できていないが、近年、熊野神社付近で歩行者が狙われるなど の被害が発生していることから、今後、農業被害、人的被害の発生が懸念される。

②ツキノワグマ

農作物被害は確認できていないが、柴山地区、入口地区で目撃情報があることから、今後、農林業被害の発生が懸念される。

③ニホンザル

農作物被害は確認できていないが、柴山地区で目撃情報があることから、今後、 農業被害の発生が懸念される。

④アライグマ

農作物被害は確認できていないが、町内全域で目撃情報があることから、今後、 農業被害の発生が懸念される。

⑤ニホンジカ

坂ノ下地区で目撃情報があり、今後、農林業被害の発生が懸念される。

⑥イノシシ

近隣市町村で目撃情報があり、今後、農林業被害の発生が懸念される。

⑦ハクビシン

農作物被害は確認できていないが、鶴喰地区、七百地区で目撃情報があること から、今後、農業被害の発生が懸念される。

(3)被害の軽減目標

被害金額 被害面積

⑧ 合計

① カラス		
指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和6年度)
被害金額	_	_
被害面積	_	_
② ツキノワグマ		
指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和6年度)
被害金額	_	_
被害面積	_	_
③ ニホンザル		
指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和6年度)
被害金額	_	_
被害面積	_	_
④ アライグマ		
指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和6年度)
被害金額	_	_
被害面積	_	_
⑤ ニホンジカ		
指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和6年度)
被害金額	_	_
被害面積	_	_
⑥ イノシシ		
指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和6年度)
被害金額	_	_
被害面積	_	_
⑦ ハクビシン		
指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和6年度)

指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和6年度)
被害金額	_	_

被害面積	_	_

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・青森県猟友会六戸支部(以下、猟友会)会員により、カラス、ツキノワグマ等の出没時に銃器や箱わなによる捕獲を実施している。・平成30年度から町内の狩猟免許保持者を増やすため、狩猟免許取得費用の助成を実施している。	・猟友会会員の高齢化などにより今後の出動回数を増やすことが困難になっている。 ・ツキノワグマは、捕獲した実績がないが足跡発見の情報は近年増加しており、猟友会会員の負担が多くなることが懸念される。
防護柵 の設置 等に関 する取 組	・防護柵の設置については、被害区域 が広範囲であることから実施してい ない。	・防護柵の設置は被害区域が広範囲 であることや設置及び維持管理に コストがかかるため困難である。

(5) 今後の取組方針

- ・野生鳥獣による被害が予想される場合には、町関係各課で構成する「六戸町鳥獣 災害対応連絡会議」を行い、相互に情報を共有・協議の上、地域住民への注意喚 起を含め、迅速に初動対策を講じ、農作物被害等の防止・軽減に努める。
- ・六戸町内各地においてカラスの有害鳥獣捕獲依頼や、ツキノワグマ・アライグマの目撃情報等が寄せられている。野生鳥獣の出没件数増加や新たな鳥獣の侵入により、町内関係機関と連携した対策強化が必要となった場合などに県民局、猟友会、十和田警察署を含めた「六戸町有害鳥獣被害防止対策協議会」で被害防止対策を講じる。
- ・猟友会による対象鳥獣の追払いや捕獲を実施しながら、ハンターの高齢化対策と して担い手の育成を推進していく。
- ・捕獲体制の強化に向け捕獲機材を整備する。
- ・町内住民、被害農家及び農協職員等から被害状況の聞き取りを行い、被害内容等 の情報収集に努める。
- ・職員は、各種研修を受講し、習得した知識・技術をもとに、鳥獣被害対策の実施 に係る地域住民への啓発活動を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・六戸町は、「六戸町鳥獣災害対応連絡会議」にて、鳥獣による災害事案発生時の 初動的な連絡体制や活動体制を整える。その後、状況に応じて「六戸町有害鳥獣 被害防止対策協議会」にて被害防止対策を講じ、猟友会に対象鳥獣の有害鳥獣駆 除を依頼する。
- ・被害を防止するため、わな又はライフル銃以外の猟銃を使用した捕獲を基本とするが、これらの方法で捕獲が困難な場合には、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシといった大型獣類の捕獲にライフル銃を使用する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
	カラス	・新たに狩猟免許を取得し、有害鳥獣捕獲をする意思のある者に
	ツキノワグマ	対して狩猟免許取得等にかかる費用を助成し、若手狩猟者など
R4年度	ニホンザル	担い手の育成を図る。
~	アライグマ	・大型動物や小・中型動物用の箱わなを実状に即して導入し、被
R6年度	ニホンジカ	害に即応できる効果的な捕獲を目指す。
	イノシシ	・被害農家及び農協職員等からの被害状況の聞き取りをも
	ハクビシン	とに、効果的な被害防止方法を検討する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」、「六戸町鳥獣災害対応連絡会議運営要綱」、「六戸町有害鳥獣被害防止対策協議会運営要綱」に基づき、適正な捕獲を実施していく。

【カラス】

令和2年度の捕獲実績は、70羽であった。農作物被害や人的被害を引き続き防止 するため、カラスの生息数が増加することを予測し、捕獲計画数を130羽/年(過去 3年間の平均捕獲数)とする。

【ツキノワグマ】

平成 29 年度から目撃、足跡発見の情報が繰り返し報告されているが、農林業被害、人的被害はなし。今後、被害の発生が懸念されることから、出没時に捕獲を実施し、捕獲計画頭数を必要最小数/年とする。

【ニホンザル】

平成30年度、令和2年度に目撃情報があったが、農作物被害、人的被害はなし。 引き続き連絡体制を構築し、町民への注意喚起を迅速にする。必要に応じて捕獲用 箱わなを利用し捕獲する。今後、サルの生息数が増加することを予測し、捕獲計画 数を必要最小数/年とする。

【アライグマ】

平成 30 年度から目撃情報はあるものの、農作物被害、人的被害はなし。引き続き連絡体制を構築し、町民への注意喚起を迅速にする。必要に応じて捕獲用箱わなを利用し捕獲する。今後、地域への定着や農作物被害を防ぐため、予察を含め可能な限り捕獲を行う。

【ニホンジカ】

令和2年度に目撃情報はあるが、農林業被害、人的被害はなし。引き続き連絡体制を構築し、町民への注意喚起を迅速にする。今後、地域への定着や農林業被害を防ぐため、予察を含め可能な限り捕獲する。

【イノシシ】

地域への定着や農林業被害を防ぐため、予察を含め可能な限り捕獲を行う。

【ハクビシン】

令和2年度の捕獲実績は、1頭であった。農作物被害、人的被害はなし。必要に 応じて捕獲用箱わなを利用し捕獲する。今後、地域への定着や農作物被害を防ぐた め、予察を含め可能な限り捕獲を行う。

社 白	捕獲計画数等		
対象鳥獣	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カラス	130羽	130羽	130羽
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンザル	必要最小数	必要最小数	必要最小数
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

捕獲等の取組内容

・カラス

銃器 (ライフル銃を除く) による捕獲を通年で実施する。銃器を使用できない地域では、わなによる捕獲を実施する。

・ツキノワグマ

箱わな設置による方法を基本とするが、捕獲時に実施可能な銃器を使用する。

・ニホンザル

被害確認地区、目撃された地域で実施可能な銃器(ライフル銃を除く)及びわなによる捕獲を実施する。

・アライグマ

箱わなによる捕獲を通年で実施する。

・ニホンジカ

目撃された地域で実施可能な銃器及びわなによる捕獲を実施する。

・イノシシ

被害確認地区、目撃された地域で実施可能な銃器及びわなによる捕獲を実施する。

・ハクビシン

箱わなによる捕獲を通年で実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

被害を防止するため、わな又はライフル銃以外の猟銃を使用した捕獲を基本とするが、これらの方法で捕獲が困難な場合には、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシといった大型獣類の捕獲にライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
無し(権限委譲済み)

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
_	_	_	_

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R4年度	カラス	被害発生の情報収集
~		
R6年度		
R4年度	ツキノワグマ	・住民へのツキノワグマ被害に関する啓発活動
~		・町広報や防災無線による注意喚起。教育委員会・福
R6年度		祉課へ迅速な情報提供を行い、小中学校、児童館等
		へ注意喚起し、人的被害を防止する
R4年度	ニホンザル	・住民へのニホンザル被害に関する啓発活動
~		・青森県猟友会六戸支部による追払い活動、防災無線
R6年度		による住民への注意喚起

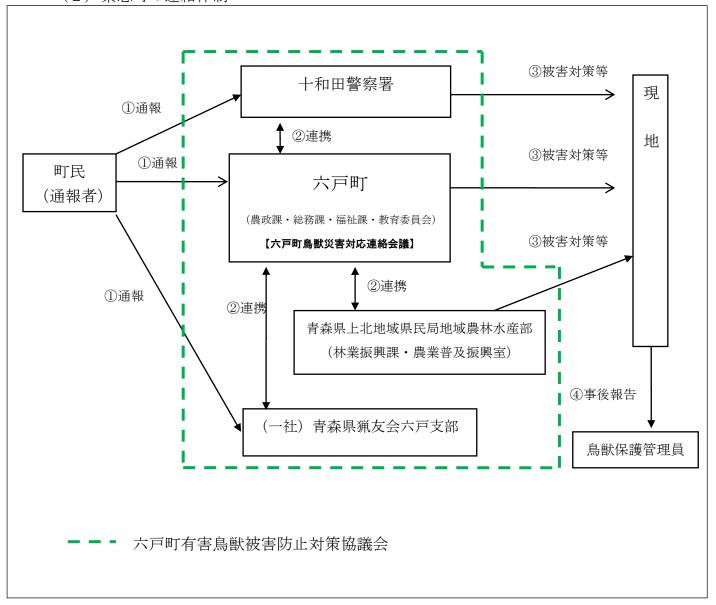
R4年度	アライグマ	・住民へのアライグマ被害に関する啓発活動
~		・目撃、被害発生等の情報収集
R6年度		
R4年度	ニホンジカ	・住民へのニホンジカ被害に関する啓発活動
~		・目撃、被害発生等の情報収集
R6年度		
R4年度	イノシシ	・住民へのイノシシ被害に関する啓発活動
~		・目撃、被害発生等の情報収集
R6年度		・町防災無線による注意喚起
R4年度	ハクビシン	・住民へのハクビシン被害に関する啓発活動
~		・目撃、被害発生等の収集
R6年度		

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

(1) 関係機関数の4年	ΔΠ.Ævl
関係機関等の名称	役割
六戸町農政課	• 現場確認等
	・防災無線、広報による注意喚起
	・猟友会、十和田警察署への出動要請
	・近隣施設等への情報提供
	· 六戸町鳥獣災害対応連絡会議(事務局)
	· 六戸町有害鳥獣被害防止対策協議会
	(事務局)
六戸町総務課	・防災無線、広報による注意喚起
	・六戸町消防団との連絡調整
六戸町福祉課	・学童保育所、町内保育園、社会福祉施設
	への情報提供、注意喚起等
六戸町教育委員会	・学校(小・中)、教育施設への情報提供、
	登下校時の注意喚起等
(一社) 青森県猟友会六戸支部	・現場確認・巡回等
	・捕獲、捕殺等
十和田警察署	・現場確認・巡回等
	・銃器等の取扱指導、助言等
青森県上北地域県民局地域農林水産	・町と連携した対応を図る(被害状況の把
部	握、町との情報共有等)
(林業振興課・農業普及振興室)	
十和田地域広域事務組合六戸消防署	・人的被害発生時に対応する
鳥獣保護管理員	・町と連携した対応を図る

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、捕獲現場で埋却するなど、適正に処分を行う。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、町廃棄物担当部局と連携して、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、六戸町有害鳥獣被害防止対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である六戸町等が廃棄物の排出者として適正に処理する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記6のとおり適切に処理する。

また、その他の有効な活用も困難である。

8.被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称 六戸町有害鳥獣被害防止対策協議会

構成機関の名称	役割
六戸町農政課	・現場確認等
	・防災無線・広報等による注意喚起
	・猟友会、十和田警察署への出動要請
	・近隣施設への情報提供
	・六戸町鳥獣災害対応連絡会議(事務局)
	• 六戸町有害鳥獣被害防止対策協議会
	(事務局)
	・協議会に関する連絡・調整
六戸町総務課	・防災無線、広報による注意喚起
	・六戸町消防団との連絡調整
六戸町福祉課	・学童保育所、町内保育園、社会福祉施設
	への情報提供、注意喚起等
六戸町教育委員会	・学校(小・中)、教育施設への情報提供、
	登下校時等の注意喚起等
(一社) 青森県猟友会六戸支部	・現場確認・巡回等
	•捕獲、捕殺等
十和田警察署	・現場確認・巡回等
	・銃器等の取扱指導・助言等
青森県上北地域県民局地域農林水産	・町と連携した対応を図る(被害状況の把
部 (林業振興課・農業普及振興室)	握、町との情報共有等)

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
おいらせ農業協同組合	・農作物被害に関する情報提供
林野庁 東北森林管理局 三八上北	・ツキノワグマ等鳥獣の出没情報の提供
森林管理署	・被害防止対策の助言
	・林業被害に関する情報提供

上十三地区森林組合	・ツキノワグマ等鳥獣の出没情報の提供
	・林業被害に関する情報提供
上北森林組合	・ツキノワグマ等鳥獣の出没情報の提供
	・林業被害に関する情報提供

(3) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に関する研修会等に協議会構成員が積極的に参加し、そこで得た有効な対策等の知識を被害地域の農家に普及啓発し、防止対策を一体となって推進していく。

また、近隣市町村と連携を強化し、情報の共有化や協働した対策の検討を図る。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の捕獲に関して、隣接する市町村や関係機関と連携を図っていく。